

法人向けキャッシュカードの発行開始のお知らせ

株式会社SBJ銀行(本店:東京都港区、代表取締役社長:宮村智)は、平成23年9月14日(水)より、法人向けキャッシュカードの発行を開始することとし、これに伴い、「キャッシュカード規定」の一部改定させていただきましたので、お知らせいたします。

当行は、引き続き「愛される銀行」の企業理念の下、顧客サービスの充実に努めてまいります。

1. 発行開始日

平成23年9月14日(水)

2. 取扱い内容

(1)お申込み・お問い合わせ窓口:全営業店(両替所を除く)

(2)受付時間:銀行窓口営業日の9:00~15:00

(3)キャッシュカード規定の改定概要

「キャッシュカード規定」:<http://www.sbjbank.co.jp/commodity/regulation/pdf/regulation19.pdf>

改 定 前	改 定 後
(新設)	5. 代理人による預金の預入れおよび払戻し 当行は代理人のためのカードは発行しません。従って、代理人カードによる預金の預入れおよび払戻しはできません。
(新設)	14. 法人キャッシュカードにおける特例 (1) 法人をお客さまとするキャッシュカード(以下「法人キャッシュカード」といいます)については、第8条および第9条を適用しません。 (2) 支払機の操作の際に使用された法人キャッシュカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力されたカード暗証番号と届出のカード暗証番号とが一致することを、当行が、当行所定の方法により確認して預金の払戻しをしたうへは、法人キャッシュカードまたはカード暗証番号につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当行および支払提携先は責任を負いません。
13. 譲渡、質入れ等の禁止 カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。	15. カードの所有権、譲渡、質入れ等の禁止 (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、1口座につきカード1枚を本人に貸与するものとします。 (2) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

以上

本件についてのお問い合わせ先

SBJ銀行本店:〒105-6009 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

電 話:03-6403-0609

担 当:営業支援部 内田